

改正 平成5年3月23日条例第13号 平成13年3月29日条例第19号
平成14年3月29日条例第4号 平成16年12月20日条例第34号
平成21年12月25日条例第126号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、宮崎市上下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）第3条に規定する上下水道事業の経営に関する重要事項について審議するため、宮崎市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月23日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、平成5年4月1日以後に新たに委嘱又は任命する委員について適用する。

附 則（平成13年3月29日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第4号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(宮崎市水道事業経営審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に改正前の宮崎市水道事業経営審議会条例（以下「旧条例」という。）の規定により委嘱されている委員は、改正後の宮崎市上下水道事業経営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は旧条例の規定により委嘱された日から起算する。

附 則（平成21年12月25日条例第126号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。